

玉江さん事件

2021年11月13日

小林秀彦

もくじ

事件の前提：

【表1-1サマリヤマンション207号】

北九州市小倉北区赤坂2丁目1785-14

【表1-2 行橋建物】 福岡県行橋市中央2丁目539-2

【表1-3 貴船町土地・建物】 福岡県北九州市小倉北区貴船町88

【表2：（有）トライアングル他】（会社登記簿謄本による）

裁判から：

【表3-0貸金事件】

【表3-1：H6年（ワ）1285号貸金事件】

【表3-2 H6年（ワ）1285号/1637貸金事件1】

【表4：貸金事件に関する問題】

まとめ：疑問点

【表1-1サマリヤマンション207号】
北九州市小倉北区赤坂2丁目1785-14
家屋番号1785-14-207
(詳細調査要：債務の消長?)

号室		峰子取得	抵当権設定	債務額	売却日	売却額		
207		1990/4/18						
			1990/9/26	5000000				
					1990/12/4	8800000		

【表 1 - 2 行橋建物】 福岡県行橋市中央2丁目539-2
 (1980/9/20新築マンション)
 (債務の原因：当初取得額と取得条件？)

号室	面積 (m ²)	前回競売	峰子取得	抵当権設定	債務額	差押え日	競売日	家屋番号	受付番号
201	18.9	1990/10/4	1990/11/7	1990/11/7	7000000	1993/7/20	2001/10/24	539-2-8	17186
203	18.91	1983/10/23	1989/10/16	1989/10/16	25000000			539-2-14	17525
				1991/2/8	5000000	1993/12/24	2000/1/11		2079
205	41.15	1983/11/1	1989/10/16	1989/10/16	25000000	1993/12/24	2000/1/11	539-2-13	17524
				1991/2/8	5000000	1993/12/24	2000/1/11		2079
206	18.71	1983/11/1	1989/10/16	1989/10/16	25000000			539-2-12	17525
				1991/2/8	5000000	1993/12/24	2000/1/11		2079
210	32.39	1983/11/1	1989/10/16	1989/10/16	25000000			539-2-11	17525
				1991/2/8	5000000	1993/12/24	2000/1/11		2079

【表1- 3 貴船町土地・建物】 福岡県北九州市小倉北区貴船町88
 (1994/11/25新築一戸建て建物)

(当初取得額と債務、競売までの経緯：裁判との関係？)

面積 (m ²)	1F面積	2F面積	峰子取得	抵当権設定	債務額	抵当権抹消	競売日		受付番号
90.14			1992/9/3	1992/9/3	9000000	1995/2/9			17786
				1994/12/20	13600000	2005/5/23	2005/5/23		28603
	46.62	44.73	1994/11/26	1994/12/20	9000000	1995/2/9			28606
				1994/12/20	13600000	2005/5/23	2006/5/23		28603

【表2：（有）トライアングル他】
（会社登記簿謄本による）

登記	会社名	所在地	代表取締役	取締役	取締役	取締役	備考
1989/12/13	(有) トライアングル	北九州市小倉北区金田2丁目7-4ビュー花房	玉江峰子	藤本隆輝	谷口ひろ子		新規登記
2000/4/1			白石秀夫	藤本隆輝	谷口ひろ子	玉江峰子	取締役交代
2000/4/25			白石秀夫	辞任	辞任	辞任	取締役交代
2000/5/17			辞任			白石秀夫	取締役交代(注)
2000/5/23	(有) メディアニジュウイチ						社名変更
2000/6/7		北九州市門司区下二十町8-3					住所変更
2002/4/10				吉永栄治			取締役交代
2004/8/4				辞任	吉永敏隆		取締役交代
2010/11/15	(有) ヤスナガタイヤ	北九州市若松区南二島一丁目7-11			吉永敏隆		社名・住所変更
2012/12/1	(株) エム&エム・ロジスティクス	北九州市若松区南二島一丁目7-11	吉永敏隆		辞任	安永武陽	会社合併・取締役交代

【表3-0玉江さん裁判：貸金事件】

裁判	事件番号	開始日	判決・決定日
第1審	平成6年（ワ）1285号	1994/10/17	1997/3/7
	平成6年（ワ）1637号		1997/3/7
控訴審	平成9年（ネ）231号	1998/7/2	1998/9/8
	平成10年（才）2202号		1999/2/5
上告審	平成10年（受）660号		1999/2/5

【表3-1：H6年（7）1285号貸金事件】

第1審判決	訴訟対象	項目	請求金額	発生日	損害対象金	開始日	利率
1 (債務：峰子)	①貸付金(甲1)	貸付金	25000000				
		支払済み	5533173				
		残現金/請求金	19466827				
		利息損害金	1589389				
		請求金・小計	21056216	1993/10/13			
	②貸付金 (甲3, 甲4)	貸付金	5000000				
		割賦現金	1997657				
		残現金・請求金	2919802				
		利息損害金*	62591				
		請求金・小計	2982393	1993/10/13			
③貸付金 (甲5、25, 甲29~31)	残現金・請求金	7000000					
	利息損害金	1653534					
	小計	8653534					
	①、②、③	請求金計	32692143	1993/4/24			
	①損害金	損害金			19466827	1993/4/24	0.18
	②損害金	損害金			2919802	1993/10/13	0.18
	③損害金	損害金			7000000	1993/4/24	0.18
2 (②連帯債務分)	②貸付金：一貴	残現金・請求金	2919802				
	②損害金：一貴	損害金			2919802	1993/10/13	0.18

【表3-2 H6年（ワ）1285号/1637貸金事件1】

開始：1994/10/17 決定：1999/2/5

項番	債務金額	貸出日	弁済期	利率	損害金	債務者	連帯保証人	期日	期日	未払金額	利息・損金	合計	備考：抵当	証拠		
①	25000000	1989/10/16	1999/10/31	0.079	0.18	玉江峰子	谷口弘子	支払済み	1992/11/30	19466827	1589389	21056216	120回均等払	甲1		
								遅延発生	1992/12/31						1989/10/16債務	
								利益喪失	1993/10/13							に充当
								その他								
②	5000000	1991/2/8	1996/2/28	0.09	0.18	玉江一貴	玉江貴子 藤本隆輝	支払済み	1992/11/30	2919802	62591	2982393	60回均等払	甲3、 甲4		
								遅延発生	1991/12/31						1991/2/8債務	
								利益喪失	1993/10/13							に充当
								その他								
③	7000000	1990/11/7	1991/12/31	0.099	0.18	玉江峰子	藤本隆輝	支払済み	利息のみ	7000000	1653534	8653534	元本一時払	甲5、 甲25、 甲29~31		
								遅延発生	1991/12/31						1990/11/7付	
								利益喪失	1993/4/24							借用証書が海 野により偽 造？
								その他								
											32692143					

【表 4 : 貸金事件に関する問題】

項番	金額	玉江氏主張	備考：私見
①	25000000	決済が勝手に行われ、書類も書いていない。	(1) 玉江氏は、(建物購入のため) 債務の存在を知り、一部(5,000,000円余り) 債務を支払っていたので覆すことは難しい。
		権利書があるので問題ないと思った。	(2) 藤本、谷口他銀行ほかの問題はある。玉江氏にも事実を確認する立場にあるが、確認していなので問題がある。
②	5000000	知らない(この債務は何のためなのか?)	(1) 玉江氏は途中まで債務(2,000,000円余り)を支払っていたので、債務を覆すことは難しい。一貴も存在を認めている(控訴審判決)
			(2) 前項(2)と同様
③	7000000	残渣い支払のために提供資金が使われず書類が勝手に作られた。	(1) この支払は別の債務④(この借金は存在しないと玉江は主張する: 建物購入のため?)に充当した根拠は甲25、29~31による(一審、二審判決)とされる。
		1991/10/23サマリアマンションを売却し12/4梅野に支払済み	(2) 玉江氏は、支払い時に、その契約を消滅させる手続きを行う責務があった。

まとめ:疑問点

- ①25,000,000円の件：反駁困難だと思う（理由は、マンション債務（抵当権）であるから）
- ②5,000,000円の件：1991/2/8に行橋マンション4室に債務が発生しているが、この債務はなにか？：②に充当するのではないか？
- ③7,000,000円の件：サマリヤマンション売却金を充当し債務（行橋201号室）を解消したというが、同マンション4室には、新たに1990/2/26に抵当権（5,000,000円）が発生している。この抵当権は存在しないということか？信用金庫は、この返済に充てたと主張しているのではないか？
- 自宅（赤坂）が競売された原因は何か？（上記債務に充当？）